

2024年4月1日以降の 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「ご契約のしおりー約款」の内容に一部変更がありますのでお知らせいたします。

ご契約のしおり本冊とあわせてご覧くださいませよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】

楽天保険の総合窓口 **0120-977-010**（無料）

（受付時間 9：00～18：00 年末年始を除く）

※当社委託先が承ります。

ご契約のしおり

このたび、「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」の内容を一部変更いたしました。

2024年4月1日以降に保険契約の申込み、復活・増額・特約の中途付加・内容変更の申込みをされた場合と、2024年3月31日以前に保険契約の申込み、復活・増額・特約の中途付加・内容変更の申込みをされた場合とでは、契約内容登録制度・契約内容照会制度に登録される事項が異なります。

ご契約のしおりに記載しております「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」について、2024年4月1日以降、以下のとおり変更します。なお、2024年3月31日以前は、約款規定にもとづき各事項の登録を行っていましたが、2024年4月1日以降は、下記の記載にもとづき、各事項の登録を行います。（2024年4月1日以降、当該規定は約款からは削除され、ご契約のしおりのみの記載となります。）

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込みがあった場合、申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/contract.html>）をご確認ください。

約 款

以下の普通保険約款・特約から、「契約内容の登録」に関する規定（該当する見出しおよび条文）を削除いたしました。規定削除後の普通保険約款・特約につきましては、以下のとおりとなります。

※2024年4月1日以降、契約内容の登録に関する事項（契約内容登録制度・契約内容照会制度）につきましては、「ご契約のしおり」に記載の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」でご確認ください。

規定削除の対象となる普通保険約款・特約	規定削除後
医療保険	16. (削除) 第 32 条 (削除)
生活習慣病保険	16. (削除) 第 32 条 (削除)
重度障害保険	16. (削除) 第 30 条 (削除)
災害保障保険	当該見出しおよび規定は削除
定期保険	16. (削除) 第 30 条 (削除)
終身医療保険 60 (払戻金なし)	15. (削除) 第 31 条 (削除)
60 日超保障型入院保険 (払戻金なし)	15. (削除) 第 31 条 (削除)
長期逡減定期保険 (払戻金なし)	17. (削除) 第 34 条 (削除)
インターネット申込専用定期保険 (払戻金なし)	17. (削除) 第 33 条 (削除)
終身医療保険 2014	16. (削除) 第 33 条 (削除)
限定告知型医療保険 (払戻金なし)	15. (削除) 第 31 条 (削除)
総合保障保険	18. (削除) 第 36 条 (削除)
1 年定期保険	16. (削除) 第 31 条 (削除)
限定告知型定期保険 (払戻金なし)	16. (削除) 第 31 条 (削除)
終身医療保険 2018	16. (削除) 第 33 条 (削除)
限定告知型医療保険 2018	16. (削除) 第 33 条 (削除)
医療保険 1095 (払戻金なし)	17. (削除) 第 34 条 (削除)
低解約払戻金型終身保険	16. (削除) 第 32 条 (削除)
精神疾患併発入院特約 (払戻金なし)	第 19 条 (削除)